

<事故再発防止に向けた当面の対策>

「鹿島港沖座礁事故を踏まえた現地連絡会議」として以下のⅠ～Ⅳの対策を実施または実施することを提言する。

Ⅰ. 避難勧告基準の改訂

- ・ 現行では台風接近時に避難勧告を行っているが、今回の事故を踏まえ、低気圧による荒天が見込まれる場合、新たな基準で避難勧告を発する。
- ・ 避難勧告基準の改訂にあたっては、台風等対策専門部会の合意を得たのち、鹿島港災害対策協議会で最終決定される。(本年度中)
- ・ 新基準は当面、試行的な運用として施行予定。

(参考) 現行基準 (台風接近時)

①運用における勧告基準

警戒体制の勧告時期について

第一警戒体制勧告：第二警戒体制勧告の3時間前

第二警戒体制勧告：強風圏に入ると予想される時間の6時間前
(3,000DWT以上の船舶は港外へ避難勧告)

②基準の設定根拠

避難勧告が発せられた時の避泊地については、次のとおりである。

イ. 港外でのドリフティング

ロ. 安全海域への避難(避難海域は台風の進路によるが一般的には北上すると推測され、この場合想定される海域は仙台方面である。)

避難勧告が発せられた後における実態

イ. 避難海域まで要する時間(仙台湾までを想定した場合は、約150mile/13knots=11時間を要する。さらに港外までの沖出しに要する時間等を勘案して12時間(※a)をみる。)

ロ. 強風圏の到達時間(鹿島港—仙台湾間概ね300km/台風平均速度50km/h時は、約6時間(※b)である。尚、影響到達時間については、台風の速度により異なる。)

ハ. 勧告時期(避難勧告は、鹿島港に強風圏が到達する6時間前に発する事が適切と考えられる。(※a—※b=6時間))

Ⅱ. 避難勧告発令における連絡体制表の策定

- ・ 従来の台風接近時の連絡体制を基に、低気圧による荒天が見込まれる場合に、確実に避難勧告の情報が各船舶に伝わるシステムとなる連絡体制表を作成する。
- ・ 策定にあたっては、台風等対策専門部会の合意を得たのち、鹿島港災害対策協議会で最終決定される。(本年度中)

Ⅲ. 鹿島港情報図の充実

- ・ 以下の情報内容の充実を図る。
 1. 鹿島港の事故要因（走錨）に関する情報が確実に伝わる表記の充実。
 2. 従来の日本語版、英語版に加えて中国語版の作成。
- ・ 作成は鹿島海上保安署監修の基、海上保安協会鹿島支部、鹿島港船舶代理店会、鹿島港災害対策協議会、鹿島港外国船舶安全対策連絡協議会において実施。（本年度中）

Ⅳ. 「鹿島港 船舶航行安全の手引き」の作成

- ・ I～Ⅲの情報を含む「鹿島港船舶航行安全の手引き」を本年度中に作成する。
- ・ 同手引きの骨子（案）は以下のとおり。

骨子（案）

1. 過去の海難と気圧配置の状況等
 - 1.1 過去の事故発生事例
 - 1.2 気圧配置の状況
 - 1.3 風と波の状況
 - 1.4 事故発生とその他の要因
2. 事故発生が想定される波と風の発生頻度
 - 2.1 波が高いケース
 - 2.2 風が強いケース
 - 2.3 波及び風がともに特に強いケース
3. 鹿島港における気象・海象情報
 - 3.1 情報収集先
 - 3.2 避難勧告基準
4. 避難勧告発令における連絡体制表
5. 鹿島港情報図

- I～Ⅲは、「鹿島港災害対策協議会」で最終決定後、プレス発表予定（本年度中）
- IVは「現地連絡会議」からプレス発表予定（本年度中）